

発表者 藤原 朋弘

テーマ 「一人ひとりの多様性を認め合い、個性を生かす教育」

よろしく申し上げます。私自身が、一人ひとりの多様性を認め合い、個性を生かす教育を実現するために考えていることとしては、何よりも生徒同士、あるいは生徒と教員が対話を重ねる授業、それに伴って、主体的に生徒自身が学んで自ら行動できるというような授業づくりが大切だと考えています。

2020年から実施の新学習指導要領でも、「主体的・対話的で深い学び」と、それがあべき姿として認められておりまして、それは私自身の考えとも一致するところです。

そして、主体的な学びと実践を十分行うためには、教育をする教員側と生徒側、いずれにも時間的や精神的なゆとりがあるということが大切だと考えておりまして、私自身はそのための方策としては、まず第1の柱として、教員の働き方改革という点と、2つ目が少人数学級。具体的に言うと、どんなに多くても30人以下、できれば20人程度の学級が望ましいということを考えております。

まず1つ目の柱として、教員の働き方改革なのですが、現在の教員の働き方は皆さんご存じのとおり、担い手の減少も相まって長時間労働となっており、部活動の時間も含めれば、過労死ラインである単月100時間を軽くオーバーすることも多々あるような状況です。

そんな状況では、教員が生徒一人ひとりに向き合って対話して、深く学ぶというような授業は到底実現できません。多様性がある学びにとって、教員側にもゆとりがあることが当然、大前提となってきます。

長時間労働は様々な原因がありますが、大きくは給特法という法律の下で、超勤4項目といわれている部分は、そもそも残業代が発生しない。4項目以外の部分についても上司である教育委員や校長が指名をしていないから残業時間に当たらない。教員が自発的に働いているだけなので残業ではないという、普通の民間企業だったらあり得ないような解釈が、文科省や司法によって行われているということになります。

もう1つの原因としては、そもそもの大前提として、労働時間の管理監督が職場においてなされていないことにあると私は考えております。私も弁護士として教員の過労死や残業代請求事件など多くの労働時間、労働事件を扱いますが、タイムカードを設置している学校はかなり珍しい部類で、日報に月1回まとめて判子を押して出勤だけ確認する学校も多いと私は思っています。労働時間の管理は民間企業と比べるとあまりにもずさんな状況にあると思います。

このような状況を改善するには、給特法改正が直ちに必要だということとは

間違いないのですが、今すぐ教育委員としてできることとしては、労働時間の客観的な把握だと思います。

労働時間の客観的な把握を行えば、どれぐらい働いているかということが理解できますので、教育関係者の意識改革にもつながります。また、それだけではなく、先ほど述べた給特法の解釈において、教育委員や校長などの上司が労働時間を把握しておらず、指揮命令下ではないから残業ではないという解釈がとられている以上は、客観的な把握を決定すれば、このような解釈はあり得ないのではないのかと私自身は考えています。

以上が教員の働き方改革で、もう1つの柱が少人数学級の実現です。

ちょうど、昨日、文科省から小学校限定ではありますが、2021年より5年かけて学級編成を現行の40人から35人にするという義務教育標準法の改正案が出されました。ただ、生徒が多く、質問ができ、より深い学びをするには35人では到底足りず、小中高関係なくどんなに多くとも30人、できれば20人程度の学級を目指すべきだと私は考えております。

そして、標準法改正に至らなくとも1年限定ではありますが、教員の基礎定数をいじることなく、加配を行うことによって5年と言わず、今すぐ35年学級は実現できるはずだと考えています。

30人学級とか20人学級の導入の意向も直ちに私は区議会に示すということはすべきだと思っています。

多くの対話と実践を実現するには、何よりも少人数での学びが必要ですし、コロナ禍にあっては感染予防対策としても少人数学級は有効だと考えています。また、そういう考えを持った教育委員を増やすということも地方の意思を示すということで、地方自治の考えからもかなり重要な考えだと思います。

以上が、教員の働き方改革と少人数学級の実現をすれば、生徒自身、主体的で深い学びが実現でき、ひいては、一人ひとりの多様性を認め合い、個性を生かす教育が実現できるというのが私の考えです。

以上で私の発表を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

区長 働き方改革は我々の目指しているところでありまして、これはもう地道ですけれども、本当に今やっていることを一つ一つ検討して教員の負担を減らしていくことが大事だと思っています。一方で、この少人数学級というのは、もし仮に実現したときに、学び、子どもたちの教育の中身がどう変わっていくのかとお考えですか。

藤 原 私自身の考えとしては、方法論が大事だと思っていて、憲法13条もそうなのですが、教育の内容については、基本的にはあまり立ち入るべきではないと考えていて、まさに生徒自身と教員自身、あるいは生徒同士が、ある1つのテーマで深い学習、つまり、ソクラテスメソッドというか、対面で話法を行うことによって深い気づきを得られると私自身は考えていますので、あくまでもどういうふうな内容を教えるかというよりかは、少人数学級とか、一人ひとりが時間をそれぞれ持つことが大事なのかなと考えます。

区 長 分かりました。ご指摘の対話を重視するというのは、これから極めて重要だと思っているわけですが、実際に今の日本の教育でこの対話というのは足りていない現状があると思いますけれどもいかがでしょうか。

藤 原 はい。足りていないと思います。私自身もロースクールとか大学院で初めてそのゼミみたいな授業をやって、大講義で得られるような気づきとは全く違う、自分自身で考えて自分自身で発言するみたいなことが初めてできたので、やはり小中高でもそういうような形式の授業ができれば、よりもっと深く学ぶというか、勉強に興味を持つことができると思います。

区 長 確かに、発表とかディベートもそうですけれども、自分の意見と相手の意見をどうやり取りして対話で何か中身を決めていきなり、解決していきなりというプロセスを学ぶことが今ないのではないかなと思うのです。私もまさに大学に入ってそういうことを初めてやったというのが非常に強烈でした。ありがとうございました。